

令和7年度林野火災予防緊急対策

公 募 要 領

令和8年4月

一般社団法人 全国林業改良普及協会

～事業選定・助成金交付の申請をされる皆様へ～

本事業の財源は国庫補助金であり、実施団体である一般社団法人全国林業改良普及協会（以下、全林協）では適正な補助金の執行を行うため、不適切な対応には厳正に対処いたします。

本事業による、実証事業の選定・助成金の交付を申請する者は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和30年政令第255号）、「農林畜水産業関係補助金等交付規則」（昭和31年農林省令第18号）、「林野火災予防緊急対策事業費補助金等要綱」（令和7年12月16日付け7林整研第217号農林水産事務次官依命通知）、「林野火災予防緊急対策実施要領」（令和7年12月16日付け7林整研第234号林野庁長官通知）及び「令和7年度林野火災予防緊急対策助成金交付規程」（令和8年3月一般社団法人全国林業改良普及協会）及びその他法令の定めによるほか、この公募要領の定めによるものとします。

- ① 助成金に係る全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に事実と異なる記述を行わないでください。
- ② 不適切な行為が認められたときは、当該助成金に係る交付決定の取消を行います。また、全林協から新たな助成金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに、当該助成対象者の名称および不適切な内容を公表することがあります。
- ③ 助成金に係る不適切な行為に対しては、適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ助成金に関するそれらの規定を十分に理解した上で本事業の申込手続きを行ってください。
- ④ 事業選定交付申請書提出に当たっての注意事項
 - ・事業選定交付申請書等は、返却しません。
 - ・事業選定交付申請書等は、提出者に無断で他の目的に使用しません。
 - ・応募要件を有しない者が提出した事業選定交付申請書等は無効とします。
 - ・事業選定交付申請書等の作成および提出に係る費用は、提出者の負担とします。
 - ・本事業による成果について、その利用を制限し、公益・普及の利用に供しない場合は、本事業の対象となりませんので、注意してください。

一般社団法人 全国林業改良普及協会

1. 事業概要

(1) 事業の背景と目的

我が国の林野火災の発生件数は、長期的にみれば減少傾向にあります。

しかしながら、令和7年には、岩手県大船渡市をはじめ、各地で大規模な林野火災が発生し、人命や財産が失われる事態となりました。

このため、本事業は、効果的な林野火災予防対策に向けて、行政（地方自治体）、林業関係者、消防関係者等が連携した、林野火災予防に係る新たな技術を利用した実証の取組みを支援するため、実証事業に必要な費用を助成することを目的としています。

(2) 事業の効果

本事業において、林野火災予防に係る新たな技術を利用した実証の取組を支援することにより、新たな技術を利用した林野火災の予防の取組が促進され、林野火災の発生や被害の軽減、森林の多面的機能の低下の回避が期待されます。

2. 事業の内容

本事業では、林野火災予防に係る新たな技術を利用した実証の取組に対して、助成金を交付します。

(1) 助成対象事業

本事業において助成の対象となる事業は、林野火災予防に係る新たな技術を利用した実証事業（以下、「実証事業」という。）で、新たな技術（新たな技術を活用した製品やサービス等、既存技術の新たな活用方法を含む。）を使い、林野火災の予防対策に資する仕組を効率化したり、効果的なものにするなど高度化する取組です。

実証事業は、市町村等の行政、林業関係者、防火や消防に携わっている消防関係者を含めた関係者の連携によって行われることとしており、実証事業を行う者（以下、「実証事業者」という。）には、少なくともこれら3者が含まれる必要があります。

(2) 申請者

実証事業の選定を受け、助成金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、実証事業者の構成員であることが必要で、事業選定交付申請を単独の構成員で行う場合は地方公共団体その他公共団体等であること、また複数の構成員による共同申請を行う場合は、申請者に地方公共団体その他公共団体等が含まれ、代表者となることとします。

なお、申請者である実証事業者の構成員の役員等（代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないことが条件となり

ます。

また、本事業の実施に当たっては、農林水産省のみどりの食料システム戦略に基づき、環境負荷低減の取組を実施することについて、検討又は努力等することとします。なお、事業選定交付申請及び実績報告を行う際には、「環境負荷低減の取組に関するチェックシート」を提出することとします。

(3) 助成対象経費

助成の対象経費は、下表のとおりで助成率は定額です。

ただし、助成は予算の範囲内で行うものとします。

助成対象経費および算定方法	
1 謝金	<ul style="list-style-type: none">・申請者の組織以外の有識者・外部技術者を対象とする・申請者の内規等で定めた時間単価×時間。但し、定めがない場合の時間単価は、7,900円を上限とする・林野火災予防に係る新たな技術を利用した実証の効果を測るための調査について協力を得た者への謝礼は申請者の内規等で定めた額又は定めがない場合は1件につき5,000円のいずれか低い額を上限とする
2 賃金	<ul style="list-style-type: none">・申請者が本事業の補助的業務（事務及び現場作業等）に従事するために臨時的に雇用した者（作業員）に対して支払う実働に応じた対価とする・申請者の内規等で定めた時間単価×時間
3 技術者給	<ul style="list-style-type: none">・申請者の技術者で実証事業に従事する者を対象とする・技術者給の算定にあたっては、別添の「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「人件費通知」という。）によることとする。なお、人件費通知が改正された場合には、改正後の人件費通知の規程を適用することとする
4 旅費	
①交通費	<ul style="list-style-type: none">・有識者・技術者の場合は有識者・技術者の勤務する事務所から、作業員の場合は自宅から事業を行う場所までの移動を対象とする・公共交通機関利用の場合は実費とする・車（社用車、自家用車）移動の場合は、1km37円とする・車（社用車、自家用車、レンタカー）移動の高速料金は実費とする
②宿泊費	<ul style="list-style-type: none">・宿泊費は有識者・技術者を対象とする

- ・実費とする。ただし別表に掲げた宿泊基準額による宿泊費を上限とする
- ・宿泊費の助成は、原則として勤務する事務所から 60km 以上の距離または、気候条件等により安全に移動できない状況であると助成対象者（2.（5）参照）が判断できる場合に限る

5 需用費

- ・実費とする
- ・消耗品費（レンタカー利用に伴う燃料代、文献、書籍、消耗品、消耗器材、各種事務用品等の調達に必要な経費）、印刷製本費

6 役務費

- ・実費とする
- ・原稿料、通信運搬費

7 使用料及び貸借料

- ・実費とする
- ・レンタカー利用料、機器借上げ料等、事業の円滑な実施を図るために必要な資機材等の利用・借上げに必要な経費

8 委託費

- ・実費とする。ただし、委託費は助成金総額の 1/2 を上限とする
- ・実証事業の一部分を他の民間団体・企業等の第三者に委託するための経費とする（委託費の内訳については、他の助成対象経費の内容に準ずるものとする。）。委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的であると認められる業務に限り実施できるものとする。なお、実証事業そのもの又は実証事業の根幹を成す業務を委託すると、助成事業の対象要件に該当しなくなるので、委託内容については十分検討する必要がある

（4）申請の単位

申請の単位は実証事業の単位で行い、申請者は実証事業者の構成員とします。ただし、上記2.（2）のとおり、申請を単独の構成員で行う場合は、地方公共団体その他公共団体等が申請してください。また、複数の構成員が共同で申請を行う場合は、地方公共団体その他公共団体等を含め、当該団体等を代表者とします。

（5）助成対象者の選定

本事業では、申請のあった実証事業のうち、よりよい成果が期待される事業3件以内に対して助成を行います。

このため、事業が選定され、助成金の交付決定を受ける（受けた）者（以下、「助成対象者」という。）は、全林協が設置する林野火災予防検討委員会において、申請のあった実証事業の事業内容、期待される成果、経費の妥当性等について審査・選定を行い、助成金を交付すべきと認めた者とします。

(6) 助成額

助成は総額 1,300 万円の範囲内で行うものとします。

また、税抜き額をそれぞれ交付決定の額及び助成金の確定額とします。

なお、助成金については、上記 2. (5) の林野火災予防検討委員会の審査に基づき、予算の範囲内で、申請書に記載された金額及び事業計画等を総合的に考慮して決定しますので、要望額についてすべて対応するものではありません。

(7) 他の助成事業との重複

本事業の同趣旨の費用(※)に対して、本助成金と他の公的助成金(負担金、利子補給金並びに適正化法第 2 条第 4 項第 1 号に掲げる補助金、および同項第 2 号に掲げる資金を含む。)の併用はできません。

(※) 林野火災予防に係る新たな技術を利用した実証の取組における(3)助成対象経費で対象としている費用

3. 助成対象期間

実証事業に対する助成期間は、助成金の交付決定日以後、令和 8 年 12 月 25 日(金)までの間となります。

なお、事業選定交付申請書における実証事業の実施期間の記入方法については、4.(2).3)の④を参照してください。

4. 事業選定交付申請と実績報告書提出

【事業選定交付申請】

(1) 申請

1) 事業の公募

事業の公募は、全林協 WEB サイト (<https://www.ringyou.or.jp/>)で行います。また、同 WEB サイトに適宜公募の関連情報を掲載します。

2) 公募の期間

令和 8 年 5 月 7 日(木)から

令和 8 年 6 月 5 日(金)まで

(2) 交付申請方法等

申請者は、全林協 WEB サイト (<https://www.ringyou.or.jp/jigyoku/kasaiyobou.html>) より交付申請書等の様式をダウンロードして作成し、期日を厳守して提出してください。

1) 提出方法

公募締切日までに、書類提出先に郵送もしくは電子メールにて送付してください。

- ①郵送・運送で送付する場合は、書留もしくは宅配便等の配達記録が残る方法で発送してください。
- ②電子メールにて送付する場合は、必ず電話にて、送付した旨を事務局に連絡してください。電話連絡が無く、電子メール未受信等の場合は交付申請が無かったこととします。

2) 交付申請時に提出する書類

※複数の実証事業者の構成員が共同申請を行う場合は、申請者別に整理して提出すること

①申請者の概要資料

- ・市町村等の行政以外の場合は、事業の内容がわかる書類、パンフレット等。

②経費の積算根拠の確認資料

□謝金・賃金・技術者給

- ・申請者が定めている、謝金、賃金、技術者給等の内規等（それぞれ経費として計上がある場合）

□旅費

- ・公共交通機関利用の場合は、移動区間（事務所あるいは自宅から事業を行う場所）の内容（交付規程別記様式第1号「交付申請書」別紙2）
- ・自動車利用の場合は、移動区間（事務所あるいは自宅から事業を行う場所）の内容（交付規程別記様式第1号「交付申請書」別紙2）と、距離・経路の算出根拠として経路検索結果（Googleマップなど）
- ・レンタカー利用に伴う高速料金等の確認資料
- ・宿泊を伴う場合は、勤務する事務所から事業を行う場所までの距離（60km以上）の確認資料
（距離・経路の算出根拠として経路検索結果（Googleマップなど））

□需用費

- ・レンタカー利用に伴う燃料代等の確認資料

□役務費

- ・通信運搬費等の確認資料

□使用料及び貸借料

- ・「レンタカー利用料」「機器借上げ料」等の見積書等、利用・借上げ料額が確認できるもの

□委託費

- ・委託契約書（案）の写し（経費の内訳が確認できるもの）

③環境負荷低減の取組に関するチェックシート

④実証事業の補足説明資料（任意）

3）事業選定交付申請書の記入留意事項

- ・本事業では、経費の妥当性のみにより助成対象を決定するのではなく、上記のとおり、よりよい成果が期待される実証事業を選定して助成対象とすることとしています。そのため、林野火災予防検討委員会においてそれが判断できるように、実証事業の内容について詳しく記載していただく必要があります。
- ・「事業選定交付申請書」における「2. 実証事業の内容及び計画」の記入項目について、留意すべき点は以下のとおりです。

①実証事業の名称

- ・新たに名称を付す場合は、事業内容を現す簡単な名称としてください。この名称は、交付対象として選定された場合には公表されます。

②実証事業者の名称

- ・実証事業は、地方自治体、林業関係者、消防関係者などの連携によって実施されるものとしておりますが、この連携のグループ（実証事業者）に対して特定の名称が付けられている場合は記入してください。

③実証事業者の構成員

- ・地方自治体、林業関係者、消防関係者など事業者を構成するすべての構成員の法人名等の正式名称を記入してください。

④事業実施期間

- ・本事業は、実証事業の成果報告を含む実績報告書の提出も含めて、令和8年12月25日（金）までに終了していただく必要があります。また、助成事業としての事業の開始日は交付決定の日となります。よって、事業実施期間はの間となりますが、申請時点で交付決定の日は不明であるため、申請時点で事業の開始を予定している日を記入してください。

⑤実証事業に取り組む背景、理由

- ・林野火災予防に係る新たな技術を利用した実証に取り組むこととした背景や理由について記入してください。

⑥事業内容

事業内容については、以下の点を含めて、記入してください。

- ・どのような新しい技術を、どのように利用して、どのような林野火災予防の仕組（システム）を作ることとしているのか。
- ・新たな技術を利用した林野火災予防の仕組について、どこで、どのような方法で実証しようとしているのか。
- ・実証のために、どのような体制（外部の協力も含む）で行うこととしているのか。

⑦事業スケジュール

- ・実証の主要な取組項目について、実施期間内において月別にどのようなスケジュールで行う予定であるか記入してください。（必要に応じて、スケジュール表も資料として添付してください。）

⑧期待される成果

- ・新たな技術を利用した林野火災予防の仕組によって、どのような林野火災予防の効果が期待できるのかについて記入してください。
- ・新たな技術を利用した林野火災予防の仕組が、火入れ許可制度の適切な運用について、市町村等が林野火災リスクに応じた巡視方法（巡視場所、回数、時間帯等）の選択へ活用できる場合は、その内容を記入してください。

⑨地方自治体における近年の林野火災発生状況

- ・実証事業者に含まれる地方自治体における林野火災の発生状況とその傾向を記入してください。

⑩地方自治体における林野火災予防・消防対策の現状と課題

- ・実証事業者に含まれる地方自治体における林野火災予防・消防対策の現状と課題について記入してください。

⑪林野火災発生後に新たに採られた林野火災予防・消防対策

- ・実証事業者に含まれる地方自治体について、これまで発生した林野火災後に採られた林野火災予防・消防の対策があれば記入してください。

【実績報告書】

(1) 実績報告書提出期限

実証事業の完了後、速やかに所定の様式により実績報告書を提出していただきます。

実績報告書の提出期限は、実証事業完了後15日以内、但し、令和8年12月25日（金）までとします。実証事業の成果については、早期にこれを広く普及することにより、本事業の目的を達成することができることから、定められた日までに必ず実績報告書を提出してください。

(2) 実績報告書の記入留意事項

実績報告書の1（事業の内容及び実績）の⑤（事業結果と効果）については、実証事業の成果を広く普及して、他地域での林野火災予防対策として役立ててもらおうこととしています。

このため、この欄には、「*事業計画書に記載した「2 事業の内容及び計画」⑥⑦⑧に対して、どのように実施し、どのような成果を得たのか、別途任意の様式により詳細に報告してください。」と記述してあります。

このことについて具体的に報告書に含める項目は以下のとおりで、これ以外についても全体として詳細な報告としてください。

この報告書は、「6. 検査・支払」の対象になります。

- ①事業計画で予定していた林野火災予防の仕組の実証は、予定の実証方法によって行われたのか。実証方法に変更があったとすれば、どのような理由でどのような変更を行ったのか。
- ②事業計画で予定していた林野火災予防の仕組の実証により、どのような改善点が明らかとなったのか。また、その後、その改善点にどのように対処して、その結果、どのような林野火災予防の仕組となったのか。
- ③実証によって改善等が行なわれた林野火災予防の仕組によって、期待される火災予防の効果はどのようなものか。
- ④今後、当該林野火災予防の仕組を普及して、他の地域においても実施していくにあたって留意すべき点はなにか。
- ⑤当該林野火災予防の仕組は、火入れ許可制度の適切な運用について、市町村等が林野火災リスクに応じた巡視方法（巡視場所、回数、時間帯等）の選択へ活用ができるか。

報告書は任意の様式で提出していただくこととなっておりますが、項目立てとして以下を参考としてください。個別の事業の実証であり、これによらない特別な場合もあると思いますので、その場合は追加などをお願いします。

- ・実証事業に取り組んだ背景、理由
- ・実証した林野火災予防の仕組
- ・実証結果
- ・実証を踏まえた仕組の改善
- ・改善した林野火災予防の仕組と期待される効果
- ・他地域での実施の留意点
- ・火入れ許可制度への活用

【事業選定交付申請書及び実績報告書の提出先】

林野火災予防緊急対策事務局（一般社団法人 全国林業改良普及協会）

林野火災予防対策係まで

〒100-0014

東京都千代田区永田町 1-11-30 サウスヒル永田町 5F

TEL：03-3500-5034 FAX：03-3500-5038

E-mail：kasaiyobou@ringyou.or.jp

WEB サイト：https://www.ringyou.or.jp/jigyoku/kasaiyobou.html

お問い合わせ対応時間：月～金 9:30～17:30

5. 審査・選定および結果の通知

(1) 審査・選定

- ・全林協が設置する林野火災予防検討委員会において審査を行い、助成対象となる事業を選定します。
- ・また、必要に応じ追加資料の要求やヒアリング等を行うことがあります。

(2) 結果の通知、公表

- ・審査・選定の結果、助成すべきと認められた者に対し交付決定の通知を、それ以外の申請者に対しては、候補とならなかった旨を通知します。
- ・審査・選定の過程に関する質問に対して、林野火災予防緊急対策事務局は対応しません。
- ・交付決定を受けた者（助成対象者）の名称、事業名及び実証事業者の名称（実証事業者のグループに名称がない場合は、申請者の名称）は、林野火災予防緊急対策事務局のWEB サイトで公表します。

6. 検査・支払

(1) 検査

- ・全林協が実績報告書の事業の成果及び支出の妥当性について検査を行います。

(2) 支払

- ・検査が合格した場合は助成金を支払い、不合格の場合は支払いません。

7. 公募から事業実施までのスケジュール

	スケジュール	全林協	申請者
公募	<ul style="list-style-type: none"> ●事業選定交付申請書受付 令和8年5月7日（木） ●申請締切 令和8年6月5日(金) 	<ul style="list-style-type: none"> ○全林協WEBサイト (https://www.ringyou.or.jp/jigyou/kasaiyobou.html) 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業選定交付申請書作成・提出
審査・交付決定	<ul style="list-style-type: none"> ●事業選定交付申請書の審査 令和8年6月上旬 ●交付決定通知 	<ul style="list-style-type: none"> ○林野火災予防検討委員会による審査 ○交付決定通知書送付 ○助成対象者及び実証事業者の公表 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業選定交付決定通知書受理
事業実施・検査・支払	<ul style="list-style-type: none"> ●実績報告書提出期限 助成事業完了後15日以内、但し、令和8年12月25日（金）までとします。 ●検査 実績報告書受領後随時 ●助成金支払い 令和9年3月26日（金）まで 	<ul style="list-style-type: none"> ○進行管理・指導監督 ○検査（事業の成果及び支出の妥当性） ○助成金額確定通知書送付 ○助成金支払い 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業開始 交付決定の日～ ○事業完了 ○実績報告書作成・提出 ○実績報告書の内容についての全林協からの問合せ等への対応 ○助成金受領・事業完了

※公募情報（全林協 WEB サイト）

<https://www.ringyou.or.jp/jigyou/kasaiyobou.html>

8. 事業成果の分析・評価

- ・実績報告書のうち、実証事業の実施結果に関する報告については、別途、全林協で評価を行いません。このため、実績報告書提出後において、当該報告の内容について、質問をさせていただくことがあるので、交付規程第26の規程により回答等をお願いします。

9. 実証事業者の責務

- ・実証事業者は、実証事業の実施及び交付される助成金の執行にあたっては、進行管理、成果の公表等の責務、及び本事業の推進全般についての協力の責務を負います。助成金交付規程等に則り、助成金交付申請、定期的な進捗報告、実績の報告等について、適時適切に行う必要があります。

申請方法等に関するお問い合わせ先

林野火災予防緊急対策事務局（一般社団法人 全国林業改良普及協会）

林野火災予防対策係まで

〒100-0014

東京都千代田区永田町 1-11-30 サウスヒル永田町 5F

TEL：03-3500-5034 FAX：03-3500-5038

E-mail：kasaiyobou@ringyou.or.jp

WEB サイト： <https://www.ringyou.or.jp/jigyoku/kasaiyobou.html>

お問い合わせ対応時間：月～金 9:30～17:30

別表（2.（3）4②関係）

宿泊地別の宿泊基準額（単位：円）

区分	宿泊基準額	区分	宿泊基準額
北海道	13,000	滋賀県	11,000
青森県	11,000	京都府	19,000
岩手県	9,000	大阪府	13,000
宮城県	10,000	兵庫県	12,000
秋田県	11,000	奈良県	11,000
山形県	10,000	和歌山県	11,000
福島県	8,000	鳥取県	8,000
茨城県	11,000	島根県	9,000
栃木県	10,000	岡山県	10,000
群馬県	10,000	広島県	13,000
埼玉県	19,000	山口県	8,000
千葉県	17,000	徳島県	10,000
東京都	19,000	香川県	15,000
神奈川県	16,000	愛媛県	10,000
新潟県	16,000	高知県	11,000
富山県	11,000	福岡県	18,000
石川県	9,000	佐賀県	11,000
福井県	10,000	長崎県	11,000
山梨県	12,000	熊本県	14,000
長野県	11,000	大分県	11,000
岐阜県	13,000	宮崎県	12,000
静岡県	9,000	鹿児島県	12,000
愛知県	11,000	沖縄県	11,000
三重県	9,000		